

# 協同農業普及事業をめぐる情勢

生産局 技術普及課

平成 2 3 年 8 月

農林水産省

# 協同農業普及事業の役割

- 協同農業普及事業は、試験研究機関と農業者との双方向の橋渡し役を始め、農業者を支援する様々な役割を持つもの。このような役割の下、普及指導員の活動を通じて、担い手の育成や産地の育成、環境と調和のとれた農業生産等の農政課題の解決を推進しているところ。
- 普及事業は、国民への食料の安定供給と地域農業の振興の双方に不可欠なものであり、国と都道府県が協同して実施。

## 基本的役割

- ・技術導入の支援（研究と農業者の橋渡し役）
- ・経営管理の支援
- ・農業施策の活用支援
- ・農業者の組織化等の体制づくり 等



## 普及指導員の活動方法

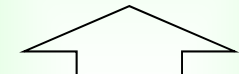
- ・新技術の実証、展示
- ・体系化、マニュアル化
- ・巡回指導、相談対応
- ・講習会開催 等

## 推進する農政課題

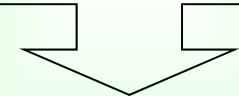
- 1 食料自給率の向上  
（戦略作物等の生産拡大など）
- 2 産地の収益力向上  
（農業・農村の6次産業化など）
- 3 農業経営の育成・確保  
（家族農業経営の経営改善など）
- 4 食品の安全性の向上  
（GAPの導入推進）
- 5 持続可能な農業生産  
（総合的病害虫・雑草管理、有機農業等の推進など）
- 6 農村振興  
（鳥獣害対策など）

## 国

国民に対する安全な食料の安定的な供給の確保等の責務



国と都道府県による  
協同農業普及事業

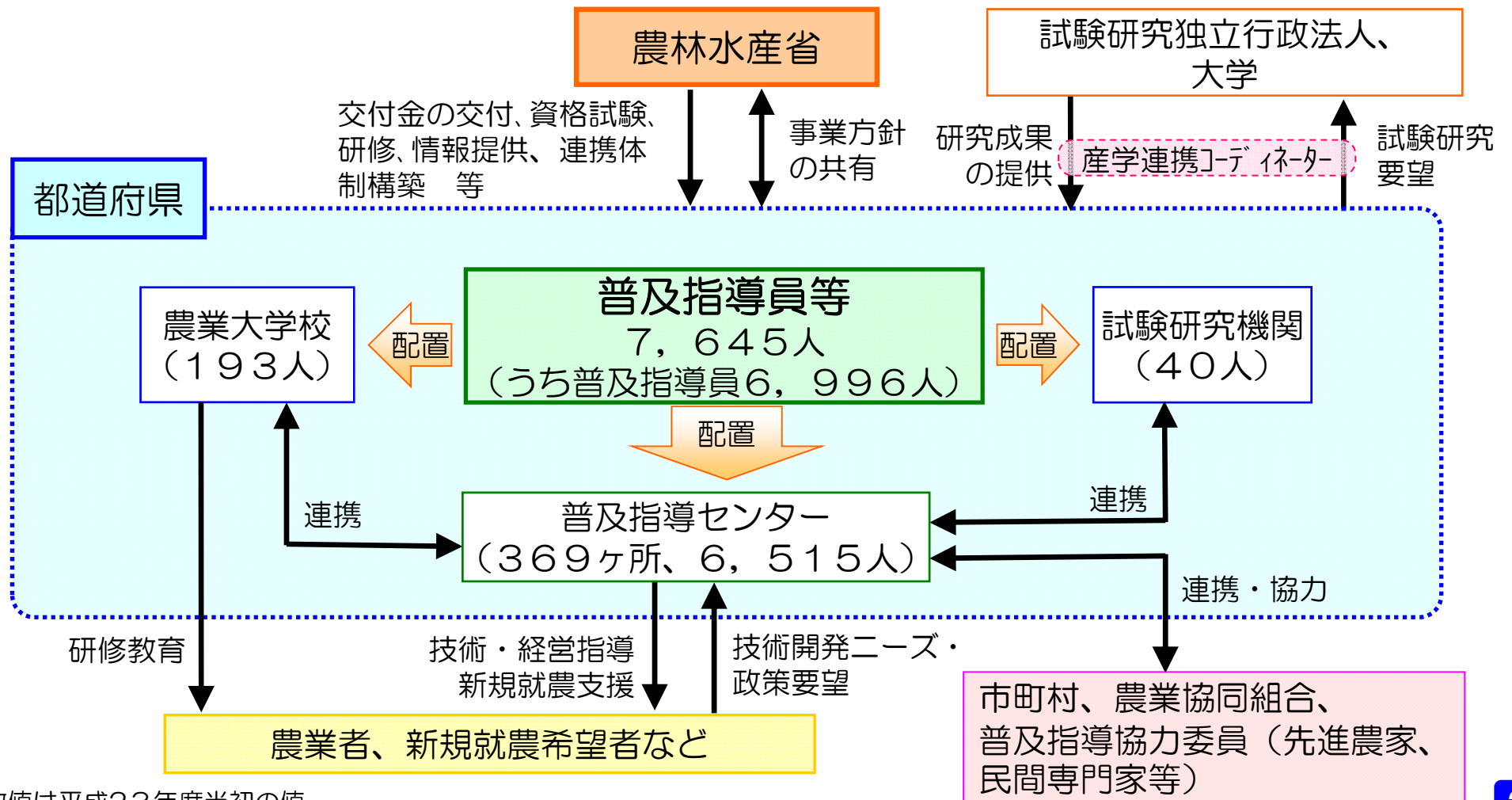


## 都道府県

地域の実情に応じた農業の振興等の責務

# 協同農業普及事業の基本的な仕組み

- 協同農業普及事業においては、都道府県が、普及指導員を普及指導センター及び試験研究機関、研修教育施設（農業大学校）等に配置し、それら機関及び関係機関等の連携の下、試験研究機関で開発された技術等について、地域での実証やマニュアル作成、講習会の開催等の活動を通じて、地域農業の技術革新等を支援。
- 国は、都道府県との役割分担の下、運営指針の策定、交付金の交付、資格試験、研修、連携体制の構築等を実施。



注：数値は平成23年度当初の値

# 普及指導員とは

○ 普及指導員は、**スペシャリスト機能**（高度な技術及び知識の普及指導を行う機能）、**コーディネート機能**（農業者、内外の関係機関等と連携して地域の課題の解決を支援する機能）の両機能を併せて発揮し、技術を核として、農業者と消費者等との結びつきの構築を含め、地域農業の生産面、流通面等における革新を総合的に支援する役割を担う。

## ○ 普及指導員の果たすべき機能

### スペシャリスト機能

農業者に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識（経営に関するものを含む。）の普及指導を行う機能

〔活動例〕

- ・産地の抱える課題等に対応する技術を地域の農業生産条件にあった形で組み立て、普及
- ・経営診断、分析、経営改善計画の策定等の支援

### コーディネート機能

地域農業について、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能

〔活動例〕

- ・先導的な農業者、地域内外の関係機関の連携体制の構築
- ・将来展望の提案、対応方策の策定及び実施等の支援

## ○ 基本的な課題

- ①食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産に対する支援
- ②農業・農村の6次産業化等による収益力向上に向けた取組に対する支援
- ③意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保等
- ④食品の安全性の向上にむけた取組に対する支援
- ⑤持続可能な農業生産に向けた取組及び地球環境対策に対する支援
- ⑥農村の振興に向けた取組に対する支援

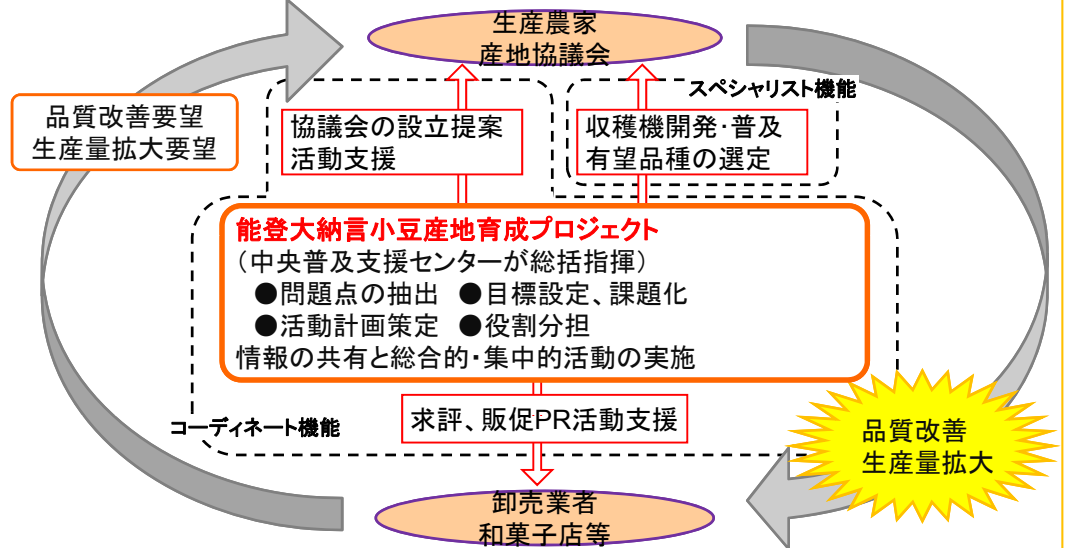
## ○ 普及指導員の活動事例

### 能登大納言小豆のブランド産地育成

（石川県農業総合研究センター中央普及支援センター）

＜背景＞ 奥能登地域で従来から栽培されている小豆「能登大納言」は、高級和菓子の材料として需要が多いものの、生産農家の高齢化や手作業による収穫作業などにより生産面積の拡大が困難であった。

普及指導センターが主体となり、関係機関による「能登大納言小豆産地育成プロジェクト」を立ち上げ、ブランド化と地域の活性化に向けた活動を展開



- ・能登大納言の地域団体商標取得(平成20年2月)
- ・ブランドの認知度向上による実需者の増加
- ・農家の意識向上と生産の拡大  
作付面積：44ha (H16) →92ha (H20)  
販売金額：20,777千円 (H16) →72,000千円 (見込) (H20)

# 様々な普及指導活動例

## (例1) 食料自給率向上に向けた戦略作物等の生産

「耕畜連携による飼料用米の活用支援」(千葉県海匝農林振興センター)

### 課題・背景

- ・湿地地帯で生産調整に向けた基幹作物の定着が困難
- ・飼料高騰が畜産農家の経営に影響



養豚の飼料用米給餌

### 活動内容

- ・地域の畜産農家による協議会の設立・運営を支援し、飼料用米受入体制を整備
- ・耕種農家と畜産農家に飼料用米の導入推進
- ・多収米品種の現地実証ほを設置し栽培技術を確立

### 具体的成果

- ・利用畜種(豚、鶏)に合わせた多様な形態による飼料用米の流通体系が構築
- ・飼料用米の栽培が定着 57.9ha(H21)

## (例4) 食品の安全性の向上

「トマトのGAP(農業生産工程管理)導入推進」(埼玉県加須農林振興センター)

### 課題・背景

- ・農薬残留問題やO157など食の安全が問われる中、より安全な農産物生産への期待



選果場作業終了後の清掃

### 活動内容

- ・トマト生産者組織に対し、より安全な農産物を生産するためのGAP管理マニュアル案を提示
- ・生産者が自らマニュアルを策定するための委員会開催の支援
- ・植物体中硝酸態窒素測定等の検査方法を指導

### 具体的成果

- ・国内で最初に野菜についてGAPを実践(H15)

## (例2) 農業・農村の6次産業化等による収益力向上

「幻のトウガラシの復活による島の活性化」(香川県中讃農業改良普及センター)

### 課題・背景

- ・高齢化に加え世帯数の減少が続いている島の地域興し
- ・地域在来のトウガラシの復活による地域活性化に期待



品質向上に向けた検討風景

### 活動内容

- ・在来品種を探索、実証試験により栽培技術を確立
- ・省力・高品質化に向け、乾燥機の導入・利用を支援
- ・市・JA・食品会社等と連携したプロジェクトとして推進し、加工品開発等に対しても助言

### 具体的成果

- ・在来のトウガラシ「香川本鷹」を本格生産 35a(H21)
- ・「本鷹七味」を始め10種の商品を開発
- ・原料の全量買取により、生産者の収入が安定

## (例5) 持続可能な農業生産及び地球環境対策

「協働による土着天敵を用いた総合的病害管理(IPM)技術の改良と普及」(高知県安芸農業振興センター)

### 課題・背景

- ・薬剤抵抗性を持ったコナジラミ類の発生
- ・天敵導入の伸び悩み



土着天敵の野外採取

### 活動内容

- ・採取地マップ作成や産地間リレー体制など土着天敵を効率的に確保するための仕組みづくり
- ・活用事例等の情報交換会を開催

### 具体的成果

- ・土着天敵を用いた防除体系が確立
- ・土着天敵導入面積が増加 6ha(H19)→37ha(H21)
- ・自主的な反省会の開催等産地のまとまりが強化

## (例3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保

「大規模集落営農法人の設立支援」(富山県砺波農林振興センター)

### 課題・背景

- ・地域条件により、水稻の収量性、作業効率性とも低い
- ・高齢化が進行し、地域営農体制の再構築が必要



ヨモギ餅作りに取り組む専従者

### 活動内容

- ・法人設立に向けた企画立案と合意形成を支援
- ・税理士等と連携し、税制を含めた、経営計画を支援
- ・畦畔管理省力化技術等の導入を支援
- ・もち加工技術の導入による経営の多角化を支援

### 具体的成果

- ・大規模集落営農法人が設立(構成員143戸、経営面積146ha)
- ・もち加工品の生産量の増加、ふるさと認証商品への登録等による経営発展

## (例6) 農村の振興

「遊休農地を活用したそば等の栽培による中山間地域の活性化」

(福島県南会津農林事務所農業改良部)

### 課題・背景

- ・養蚕業、ブドウ栽培の衰退、その後の担い手不足等により遊休農地が増加



新規導入作物(アスパラガス)

### 活動内容

- ・実証ほの設置により導入作物を選定
- ・そば、アスパラガス等の栽培技術指導
- ・そばの加工から販売までの総合的な支援
- ・他産業から参入した担い手組織の育成支援

### 具体的成果

- ・遊休農地がほぼ解消 78.6ha(H16)→3.1ha(H21)
- ・大規模生産法人が育成 3法人(うち農外参入2)
- ・直売所やそば店の開設などによる経営の多角化、収益向上

## 国と都道府県の連携協力（役割分担）

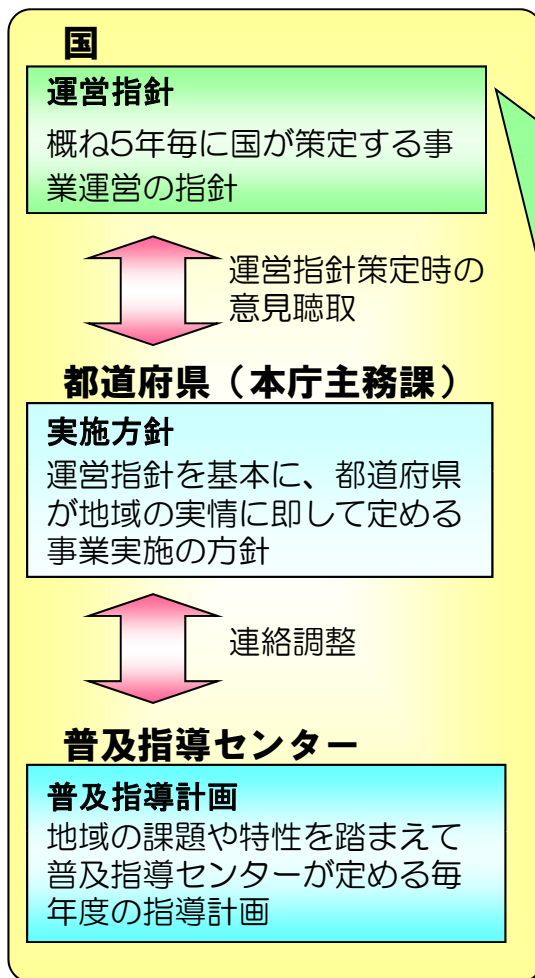
- 協同農業普及事業は、国と都道府県が連携協力し、役割分担を図りつつ効率的に運営。
- 国においては、都道府県における普及事業の円滑な実施に資するよう、運営方針等の提示に加え、協同農業普及事業交付金の交付、全国的な指導水準の確保、全国的な連携体制の構築を重点的に担当。
- 都道府県においては、国の方針との整合を図りつつ、自主性を発揮し、地域の実情に応じて事業を実施。

### ○ 協同農業普及事業における国と都道府県の主な役割分担

	国	都道府県
事業運営方針	運営指針・ガイドライン・通知	実施方針 (運営指針を基本として策定)
財政負担	協同農業普及事業交付金 (国の農政課題推進の視点等も考慮して配分)	事業実施に必要な一般財源の確保
指導水準の確保	国家資格(普及指導員) 高度・専門的な技術研修等 技術情報等の提供	普及指導員の設置 地域の実情に応じた研修 現場段階の実践的な研修 普及指導員の計画的な養成 経験が豊富な者の柔軟な任用(無試験任用)
事業推進体制	全国的な連携体制の構築 (情報ネットワークを含む)	地域の実情に応じた普及指導体制の整備

# 協同農業普及事業の運営の流れ

- 協同農業普及事業の実施にあたり、国と全国の都道府県が基本的な方針を明確化・共有できるよう、国が普及事業における基本的課題等を示した運営指針を策定し、都道府県はこれを基本として地域の実情を踏まえつつ実施方針を策定。
- 都道府県では、実施方針に沿って、普及指導センター単位で普及指導計画を地域の関係者との意思疎通を図りつつ策定し、これに基づいて計画的に普及指導活動を展開。



## 協同農業普及事業の運営に関する指針（概要）（平成22年4月9日農林水産省告示第590号）

### 第1 基本的な考え方

- 普及事業は、食と地域の再生に向けて、適切に運営
- 普及指導員が、スペシャリスト機能及びコーディネート機能を発揮し、地域農業の生産面・流通面等の革新を総合的に支援する役割を果たす

### 第2 普及指導活動の基本的な課題

- 以下の課題に、国の施策の展開方向及び地域農業の状況を踏まえつつ、取り組む
  - ①食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産に対する支援
  - ②農業・農村の6次産業化等による収益力向上に向けた取組に対する支援
  - ③意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保等
  - ④食品の安全性の向上にむけた取組に対する支援
  - ⑤持続可能な農業生産に向けた取組及び地球環境対策に対する支援
  - ⑥農村の振興に向けた取組に対する支援

### 第3 普及指導員の配置に関する基本的事項

- 普及指導員に求められる機能の発揮、農業者ニーズ等への対応が図られるよう普及指導員を配置。企画調整等を担当する者・組織を明確化
- 普及指導員の計画的な養成及び確保に努力

### 第4 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

- 農業技術と地域農業の課題解決等に関する技術・知識に加え、マーケティングに係る資質を向上
- 国との役割分担を踏まえ、研修体系に基づき、OJT、集合研修等を実施

### 第5 普及指導活動の方法に関する基本的事項

- 課題・対象者を重点化する一方、地域の関係機関と適切に役割分担
- 県試験場・県農業大学校との一体的な取組、大学・民間等の技術シーズを有する多様な者、産学連携に知見を有する者、マーケティング・加工等の民間専門家、先進的な農業者との連携を強化
- 補助事業等の行政施策の農業者等による活用を支援

### 第6 その他

- 全国的な課題に関する都道府県間の情報共有、技術協力に努力
- 商工会議所等他産業の指導機関との連携に努力

# 協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）について

○ 平成12年以降、協同農業普及事業の運営指針を補足するものとして、時々的重要農政課題等を踏まえて、「協同農業普及事業の実施についての考え方ーガイドラインー」(局長通知)を策定。

## ○ ガイドライン(平成22年4月9日農林水産省生産局長通知)(概要)

### 第1 基本的考え方

○スペシャリスト機能及びコーディネート機能の発揮の活動例  
スペシャリスト機能

- ・産地の抱える課題等に対応する技術を地域の農業生産条件にあった形で組み立て、普及
- ・経営診断、分析、経営改善計画の策定等の支援

コーディネート機能

- ・先導的な農業者、地域内外の関係機関の連携体制の構築
- ・将来展望の提案、対応方策の策定及び実施等の支援

### 第2 普及指導活動の課題

- 運営指針に示した課題に対応し、重点的に推進する取組
- ①麦の二毛作体系、大豆の高品質・安定多収栽培技術、飼料用米等の省力・多収栽培技術の導入支援、耕畜連携の体制づくりの支援等
- ②生産・流通・加工を含めた産地の総合的な戦略策定、実行の支援等
- ③家族農業経営等の経営改善、集落営農の組織運営、新規就農、女性による地域資源を活用した加工等の取組の支援等
- ④農業生産工程管理（GAP）の導入及びその実践による生産工程の改善の支援
- ⑤IPM、有機農業、地球温暖化適応技術の導入の支援等
- ⑥都市農村交流活動、鳥獣被害防止技術の導入、遊休農地の有効利用の支援等

(※番号は運営指針の課題に対応)

### 第3 普及指導員の配置に関する事項

- 地域において必要とされる専門分野、普及指導員の経験年数、在任期間等を考慮
- 普及指導員資格未取得者を普及指導センター等に配置

### 第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

- マーケティングに係る資質として、消費者等のニーズの把握、商品開発、販売戦略の策定等の支援に関する技術及び知識の習得を図る
- OJITは、トレーナーの設置等の育成体制を構築するとともに、目標設定、評価等により計画的に実施

### 第5 普及指導活動の方法に関する事項

- 一般的な技術指導は農協が担当する等地域の関係機関との役割分担を明確化
- 新技術の実践、新規就農の技術支援等については指導農業士等の先導的農業者、税務・マーケティング・加工等については民間専門家を積極的に活用
- 戸別所得補償制度、農業改良資金等の制度資金、税制特例等の農業者による活用支援

### 第6 その他

- 都道府県間の連携に当たり、全国的な課題について技術的助言や普及指導員の研修講師等としての派遣を実施

# 普及指導体制の状況①

- 普及指導員の設置数は、地方の行財政改革等により減少傾向で推移しており、平成23年度当初で、6,996人、普及指導センターで実務経験中の職員等を含めた普及職員数は、7,645人。
- 普及職員の資格は、農業者ニーズの高度化等に対応するため、平成16年の農業改良助長法の改正により、普及指導員に一元化した上で、受験資格として実務経験を要するものとするなど、改良普及員の資格に比べて高度化。
- 平成21年から、普及指導員の監督下で普及指導に従事した者について、受験資格の実務経験年数を短縮する特例を設定。

## ○ 普及職員設置数の推移

	平成7年度	12	17	18	19	20	21	22	23
普及職員設置数(人)	11,145	10,267	8,886	8,633	8,362	8,084	7,777	7,755	7,645
うち普及指導員	—	—	8,886	8,576	8,227	7,720	7,341	7,189	6,996
実務経験中職員等	—	—	—	57	135	364	436	566	649
専門技術員	672	636	—	—	—	—	—	—	—
改良普及員	10,473	9,631	—	—	—	—	—	—	—
対前年度比	—	-2.00%	-4.80%	-2.80%	-3.10%	-3.30%	-3.80%	-0.28%	-1.42%
うち普及指導員				-3.50%	-4.10%	-6.20%	-4.90%	-2.07%	-2.68%

(注)平成22年度及び23年度は年度当初、その他の年度は年度末の設置数。

## ○ 普及職員資格

【16年改正前】

<b>専門技術員</b>
・大卒後実務経験10年以上 ・試験は国が実施 ・専門技術、応用能力等を判定
<b>改良普及員</b>
・大卒見込みで受験可能(実務経験は不要) ・試験は各都道府県が実施 ・基礎的知識等を判定

実務経験要件化  
試験内容高度化

【16年改正後】

<b>普及指導員</b>	
学 歴	実務経験年数
大学院修士課程終了	2年以上
大 卒	4年以上(注)
・試験は国が実施 ・基礎的知識、専門技術、現場での課題解決能力等を総合的に判定 (注) 21年より、普及指導員の監督下で2年以上普及指導に従事した場合は、2年短縮	

## ○ 普及指導員資格試験の実施状況 (人、%)

		受験者数	合格者数	合格率
平成17年度	一般受験者	47	21	44.7
	旧資格取得者	11,626	10,880	93.6
18年度	一般受験者	59	20	33.9
	旧資格取得者	2,456	2,164	88.1
19年度	一般受験者	72	25	34.7
	旧資格取得者	1,261	871	69.1
20年度	一般受験者	77	31	40.3
	旧資格取得者	401	193	48.1
21年度	一般受験者	162	88	54.3
	旧資格取得者	229	65	28.3
22年度	一般受験者	254	164	64.6
	旧資格取得者	173	52	30.1

# 普及指導体制の状況②

- 普及指導センターは、近年、普及事業の高度化や地方の行財政改革への対応等の観点から、組織体制の機能強化や再編が進行。また、地域によっては、農業者等の要請に対応して再編の見直しが行われているところ。
- 普及指導センターは369ヶ所(このほか支所等114ヶ所)設置され、普及指導員の9割以上が配置されているところ。

## ○ 普及指導センター数の推移

(単位:ヶ所)

	平7	12	17	18	19	20	21	22	23
普及指導センター数	558	485	457	395	390	387	373	369	369
(参考) 支所数	72	59	94	133	140	142	133	113	114

(注)平成22年度及び23年度は年度当初、その他の年度は年度末の設置数。

## ○ 普及指導員の所属場所(H23)

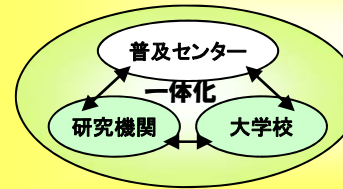
(単位:人、%)

	該当県数	設置数	割合
普及指導センター	47	6,515	93.1
本庁主務課	23	195	2.8
試験研究機関	7	40	0.6
農業大学校	22	193	2.8
その他	7	53	0.8
計	—	6,996	100

(資料)協同農業普及事業の実施状況等に関するモニタリング調査

(注)試験研究機関内の設置数には、試験研究機関内の普及指導センターや本庁主務課に所属し試験研究機関に配置されている者等を含まない。

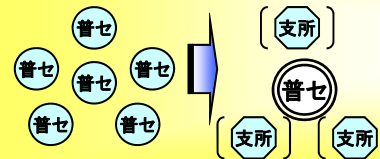
## 普及・研究・教育機能の一体化



<対応例>

- 【神奈川県】 農業技術センターに再編
- 【奈良県】 農業総合センターに再編
- 【山口県】 農林総合技術センターに再編
- 【徳島県】 農林水産総合技術支援センターに再編

## 普及指導センターの広域再編



<対応例>

- 【北海道】 (H17)55→(H18)14ヶ所
- 【広島県】 (H17) 9→(H18) 3ヶ所
- 【兵庫県】 (H20) 23→(H21) 14ヶ所

## 地方出先機関との統合・一体設置



<対応例>

- 【秋田県】 地方振興局内に再編
- 【愛媛県】 地方局内に再編
- 【鹿児島県】 地域振興局内に再編

## 地方出先機関内での再編の見直し

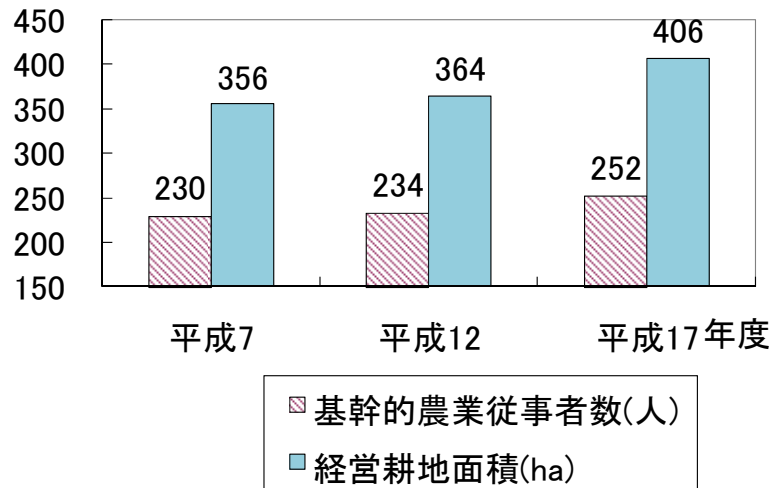
<対応例>

- 【群馬県】 (普及センター) グループ制から普及指導課・係制に再編
- 【山梨県】 (普及センター) ○○普及センターの名称を表示、現場担当を増員
- 【長野県】 (普及センター) 地方事務所の一機関から独立機関に組織改編

# 普及指導活動の状況

- 近年、行財政改革への対応等の観点から普及指導体制のスリム化が進み、普及指導員一人当たりの活動範囲や対象が拡大傾向になる中で、担い手の育成確保や安全な農産物の安定供給の推進等の重要政策課題に係る活動を重点的に展開。
- また、効果的・効率的な普及事業の展開に向けて、普及指導員の資質向上や関係者の連携強化を図る必要。

## ○ 普及指導員1人当たり活動指標の推移



### 【普及指導員1人当たり活動指標の推移】

(平成7年度 → 平成17年度)

- <基幹的農業従事者数> 10%増
- <経営耕地面積> 14%増

## ○ 普及指導センターにおける普及課題割合(H20)

指導内容	課題割合(%)
<b>1 農業の担い手の育成及びその将来にわたる確保に向けた取組に対する支援</b>	
①認定農業者及び組織経営体の育成及び支援	24.4
②青年農業者(①を除く)、新規就農者及び就農希望者の育成及び支援	11.1
③女性農業者の育成及び支援	8.2
<b>2 望ましい産地の育成に向けた取組に対する支援</b>	
④特色ある水田農業の展開への支援	15.8
⑤合理的な輪作体系による畑作農業の確立等に対する支援	8.1
⑥畜産等の振興への支援	8.3
<b>3 環境と調和した農業生産に向けた取組に対する支援</b>	
⑦持続性の高い農業生産方式の導入等の取組への支援	14.1
⑧農薬及び肥料の適正な使用の確保への支援	13.7
⑨家畜排泄物等の有効利用による地力の増進等に関する取組への支援	5.9
<b>4 食の安全・安心の確保に向けた取組に対する支援</b>	
⑩安全な農産物の安定供給等の取組に対する支援	16.1
<b>5 農村地域の振興に向けた取組に対する支援</b>	
⑪地域の特性に応じた農業生産の取組への支援	26.3
⑫高齢化に対応した農村生活・営農環境の改善等農村振興の取組に対する支援	5.0
⑬農山漁村における男女共同参画社会の形成に対する支援	4.6
<b>6 その他</b>	
⑭その他	6.3

(資料)平成20年度普及指導員の活動実態調査

(注) 1課題が複数の指導項目に該当する場合があるため、合計は100%を超える

# 普及指導員の資質向上

- 普及指導員が、生産現場において、農業者のニーズに対応し、新たな技術体系の導入、経営管理の高度化等による地域農業の技術革新を的確に進めることができるよう、国と都道府県において役割分担を行いつつ計画的に研修を実施。
- 研修の実施に当たっては、任用後の経験年数や個々の普及指導員の知識・技術等の習得状況、解決すべき課題等に応じて、必要な能力を強化することを基本として研修体系を策定。

## ○ 普及指導員等研修の基本的な考え方

### 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項 (運営指針より抜粋)

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、普及指導員に対する研修の充実強化等に努めるものとする。

### 研修体系 (以下、ガイドラインより抜粋)

- (1) 実践指導力強化研修
- (2) 専門指導力強化研修
- (3) 総合指導力強化研修
- (4) 企画・運営能力強化研修

### 国と県との役割分担

#### <国段階>

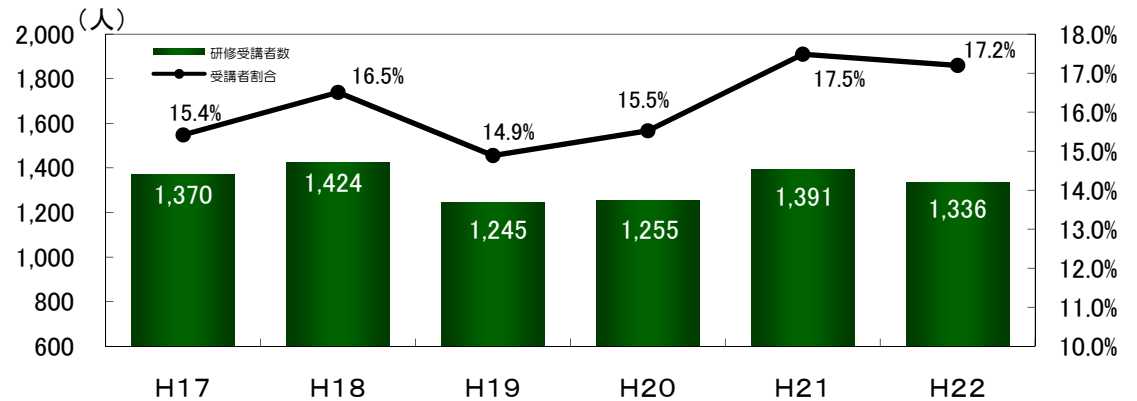
普及指導員の資質の全国的な高度化、全国的に普及すべき技術や広域的に連携して取り組む必要がある課題等国段階で統一的に行うことが効果的な研修を実施。

また、都道府県における研修が効果的かつ効率的に実施されるよう、研修講師に関する情報提供、研修資料の提供等を支援。

#### <都道府県段階>

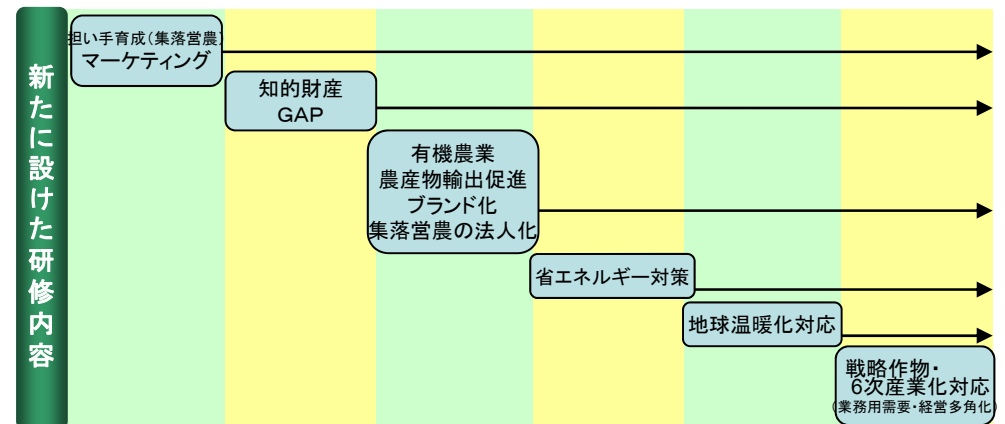
都道府県における普及指導活動の課題等に関する研修、新任の普及指導員等に対する計画的なOJT等の現場段階の実践的な研修を実施

## ○ 国における研修の実施状況



(注1) 受講者割合＝研修受講者数／普及職員数

(注2) 普及職員数：H17年は普及指導員数、H18年以降は普及指導員数と実務経験中職員数等の合計



## 多様な連携に係る取組

- 普及指導活動の効果的・効率的な実施を図るとともに、普及指導員の資質向上を図る観点から、各種調査研究会や情報ネットワーク、県域を越える広域連携システム等により、全国的に情報の共有化と連携の強化を図っているところ。
- また、各地域において、普及組織と農業者、地域の関係機関等との連携（目標の共有、役割分担の明確化等）が進められているところ。なお、最近では、地域の関係機関に限らず、独法、大学、資材業者等の多様な機関と連携に取り組む動きが見られるところ。

### ○ 普及組織間の連携

#### 【1】 調査研究会

調査研究成果の報告、研究討議等を行うことにより、普及指導員の指導能力を高度化

（普及活動（普及方法）調査研究会、現地活動調査研究会、全国野菜技術研究協議会、中国四国ブロック環境保全型農業調査研究会等）

#### 【2】 全国普及指導活動研究会

全国的に重要な農政課題に対する普及指導活動を効果的・効率的に展開していくため、事例の報告や現地での課題、効率的な普及指導方法等について研究討議を行うことにより、全国的に連携して知見・経験を共有

#### 【3】 普及情報ネットワーク（（社）全国農業改良普及支援協会）

国、都道府県、普及指導センターを結ぶ普及情報ネットワークで、各種農業関連情報を迅速に提供することにより、普及活動を効率的・効果的に行うための情報基盤として運営

#### 【4】 県域を越える広域連携システム（（社）全国農業改良普及支援協会）

広域的かつ最近の課題である地球温暖化適応策や鳥獣害防止対策等について、知見を有する普及指導員等が他の都道府県の普及指導活動を支援する広域連携システムを試験的に運営

#### 【5】 農林水産省ホームページ、メールマガジン（e-普及だより）

農政情報、普及活動事例等の情報を提供

### ○ 普及組織と普及組織外との連携

#### 【1】 普及職員OBとの連携

普及職員OBや普及職員OBが中心となるNPO法人等が普及組織と連携をとり、小規模農業者等への技術・営農指導や相談等を実施。

（地域農業支援員制度（福井県）、農業なんでも相談員制度（鹿児島県）、NPO法人いわてアグリサポートネット（岩手県））

#### 【2】 農協営農指導員資質向上に向けた取組

普及指導員が営農指導員を対象に、土壌診断技術、病虫害防除等に関する研修を実施し、地域への指導の質を向上。

（神奈川県、高知県等）

#### 【3】 大学との共同技術開発・実証

地域の大学が開発した深層地中熱加温技術について、普及センター、大学、都道府県試験所、民間企業が連携して、実証試験や技術の体系化、マニュアル化を実施

（産学官連携経営革新技術普及強化促進事業「施設園芸の省エネ革新技術の確立」（宮崎大学、宮崎県等））

#### 【4】 農業試験研究独立行政法人との連携

出前技術指導として、自らが開発した技術について、研究担当者が生産現場に出向いて、説明会や生産現場で機械作業の実演等を実施。その際、継続的な技術指導については普及センター等と連携。

# (参考1) 協同農業普及事業の食料・農業・農村基本法等における記述

## 食料・農業・農村基本法

(技術の開発及び普及)

第29条 国は、農業並びに食品の加工及び流通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

## 農業改良助長法

### 第一章 総則

(法律の目的)

第1条 この法律は、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換することができるようにするため、農業に関する試験研究及び普及事業を助長し、もって能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図り、あわせて農村生活の改善に資することを目的とする。

### 第三章 農業に関する普及事業の助長

(助成の目的)

第6条 政府は、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、都道府県が農林水産省と協同して行う農業に関する普及事業を助長するため、この章の規定に従い、都道府県に対し協同農業普及事業交付金(以下単に「交付金」という。)を交付する。

2・3 (略)

## 食料・農業・農村基本計画

### 第3-2-(2)-② 産地の戦略的取組の推進

普及指導員と新技術、経営、販売、加工等のノウハウを持つ多様な外部専門家が連携して指導を行う体制を構築する。

### 第3-4-(1)-② 研究開発から普及・産業化までの一貫支援

産地においては、普及指導センターと大学、企業、試験研究機関等が連携しつつ、技術指導を核に総合的な支援を展開するなど、研究成果の普及・実用化体制を強化する。

## (参考2) 農業改良助長法の改正経過

- 協同農業普及事業については、農業、農村をめぐる情勢の変化や農政の展開方向等を踏まえ、効率的かつ効果的な運営が図られるよう、その制度的枠組みである農業改良助長法を数次にわたって改正してきたところ。
- 近年では、平成6年に経営体の育成強化の観点から、11年に地方分権の推進の観点から、16年に普及事業の高度化と都道府県の自主性・裁量性の確保の観点から改正。

### ○ 近年の農業改良助長法の主な改正事項

昭和58年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協同農業普及事業の運営を国の運営指針と都道府県の実施方針により行うことを明確化</li> <li>○助成方式を低率負担金方式から標準定額の交付金へ変更</li> </ul>
平成6年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○蚕業普及事業との統合</li> <li>○助長法の目的規定の整備</li> <li>○農業改良普及所の機能の充実及び名称変更(以降、「地域農業改良普及センター」)</li> <li>○普及協力委員制度の創設</li> <li>○県農大における研修教育の充実</li> <li>○専門技術員による農業者への直接指導の実施</li> </ul>
平成11年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○普及交付金の交付手続きの簡素化</li> <li>○普及職員の資格を法定化</li> </ul>
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改良普及員及び専門技術員の一元化</li> <li>○普及指導センターの必置規制の廃止</li> <li>○普及手当の上限規定の廃止</li> </ul>

### ○ 平成16年農業改良助長法改正の概要

#### 普及職員の一元化

直接農業者に接して普及指導を行う改良普及員と、専門事項に関する調査研究及び改良普及員の指導を行う専門技術員を普及指導員として一元化し、職員能力の高度化と職員配置及び事業運営の効率化を推進

#### 普及指導センターの必置規制の廃止

都道府県による弾力的・機動的な事業運営に資するため、普及指導センターの必置規制を廃止し、併せて改良普及員の普及指導センターへの配属義務を解除することで、都道府県の裁量による普及指導センターの設置及び運営を可能に

#### 普及手当の上限規定の廃止

都道府県が自らの判断で実態に応じた普及手当の運用が可能となるよう、普及職員に支給される農業改良普及手当の上限(改良普及員12%、専門技術員8%)を廃止

## (参考3) 協同農業普及事業交付金等の状況

- 国から都道府県に対し、普及事業に要する基盤的な経費について、「協同農業普及事業交付金」を交付。
- 協同農業普及事業交付金は、三位一体改革により、国の農政課題の推進に不可欠な普及事業の基本的枠組みを確保しつつ、人件費の大部分(167億円)を平成18年度に税源移譲(一般財源化)を実施し、その後は36億円で推移していたが、平成22年度の事業仕分け及び大臣折衝を経て、平成23年度は過去5年間の普及職員数の減少を反映した32億円となった。現在は、人件費の3%、活動費の48%を占める状況。
- 税源移譲は、普及事業が適切に実施されることを前提に行われたものであり、農林水産省では、毎年度、事業の実施状況に関するモニタリング調査を実施。同調査によれば、一般財源は減少傾向で推移しているが概ね確保されている状況。

### ○ 協同農業普及事業の実施状況に関するモニタリング調査結果

(単位:億円)

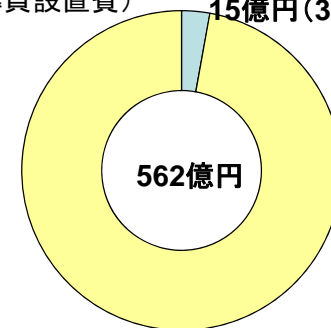
		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
協同農業普及事業費		732	693	678	641	610	586	562
対前年度比		▲5.0%	▲5.2%	▲2.2%	▲5.5%	▲4.8%	▲4.0%	▲4.1%
財源	普及交付金	218	36	36	36	36	36	32
	対前年度比	▲6.9%	▲83.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	▲10.1
	一般財源	514	657	642	605	574	550	530
	対前年度比	▲4.2%	28.0%	▲2.3%	▲5.8%	▲5.0%	▲4.2%	▲3.7

(注)各年度とも年度当初の計画事業費

### ○ 協同農業普及事業交付金の占める割合(平成23年度)

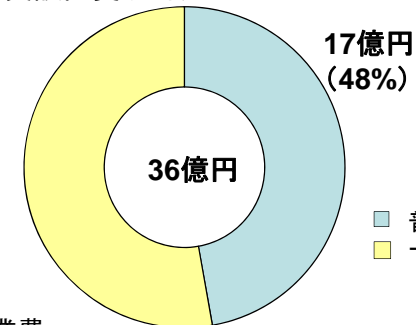
人件費(普及指導員設置費) 15億円(3%)

530億円  
(97%)



活動費(普及指導員設置費以外)

19億円  
(52%)



■ 普及事業交付金  
■ 一般財源

(注)年度当初の計画事業費